

豊中市地域子育て支援センター事業実施要綱

(目的)

第1条 豊中市地域子育て支援センター事業（以下「センター事業」という。）は、少子化や核家族化の進行、地域社会の変化等により、家庭や地域の子育て機能が低下し、子育て中の親の孤立感、不安感等が増大する中、地域における子育て支援の充実を図り、子どもの健やかな育ちを促進することを目的に実施する。

(名称及び実施場所)

第2条 センター事業を行なう拠点の名称および場所は、別表のとおりとする。

(事業内容)

第3条 センター事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 子育てに関する相談事業
- (2) 子育てに関する講座等の開催
- (3) 乳幼児の遊びの場の提供
- (4) 子育てに関する情報の提供
- (5) 地域活動・子育てサークル等の育成支援
- (6) 地域に密着した子育て支援の積極的な推進
- (7) その他市長が必要と認める事業

(対象者)

第4条 センター事業の対象者は、0歳から就学前の児童がいる子育て家庭とする。

(実施日等)

第5条

- (1) センター事業の実施日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く日とする。
- (2) センター事業の実施時間は、午前9時から午後5時15分の間の5時間以上とする。
- (3) 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、事業を実施し、または休止することが出来る。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から実施する。

この要綱は、平成22年10月 1日から実施する。

この要綱は、平成24年 4月 1日から実施する。

この要綱は、平成27年 4月 1日から実施する。

(別 表)

名称	実施場所	所在地
西丘こども園地域子育て支援センター	西丘こども園	豊中市新千里西町 2-2-1
蛍池こども園地域子育て支援センター	蛍池こども園	豊中市蛍池西町 1-18-5
島田こども園地域子育て支援センター	島田こども園	豊中市庄内栄町 3-12-18
豊中人権まちづくりセンターこども園地域子育て支援センター	豊中人権まちづくりセンターこども園	豊中市岡町北 3-13-7
豊南西こども園地域子育て支援センター	豊南西こども園	豊中市豊南町西 4-16-1
東豊中こども園地域子育て支援センター	東豊中こども園	豊中市東豊中町 5-3-1
北緑丘こども園地域子育て支援センター	北緑丘こども園	豊中市北緑丘 2-2-1
小曾根こども園地域子育て支援センター	小曾根こども園	豊中市北条町 3-15-1
桜井谷こども園地域子育て支援センター	桜井谷こども園	豊中市柴原町 3-11-35
野田こども園地域子育て支援センター	野田こども園	豊中市野田町 1-2
栄町こども園地域子育て支援センター	栄町こども園	豊中市島江町 1-3-9-101
旭丘こども園地域子育て支援センター	旭丘こども園	豊中市西泉丘 1-9-1
服部こども園地域子育て支援センター	服部こども園	豊中市服部本町 2-5-7
東丘こども園地域子育て支援センター	東丘こども園	豊中市新千里東町 2-6-1
本町こども園地域子育て支援センター	本町こども園	豊中市本町 5-8-52
てしまこども園地域子育て支援センター	てしまこども園	豊中市曾根南町 2-19-2

